

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 4 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	4	4	0	0
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		7	7	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	8	7	1	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		15	14	1	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			3	3	0	0
指 定 管 理 者			1	1	0	0
計		4	4	0	0	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	3	3	0	0
計		4	4	0	0	
検討事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		0	—	—	—	
合 計		30	29	1	0	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年2月1日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人岐阜県魚苗センター	里川振興課	令和元年度の決算において、平成31年1月及び3月に取得した設備4件の減価償却開始月を取得月とすべきところ、供用開始月を登録していたため、減価償却済額が368,808円過小となっており、固定資産の帳簿価額が過大に計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 平成31年1月から3月にかけて取得した設備4件に係る減価償却開始月の登録が誤っていたことについては、固定資産台帳の登録を正しい開始月に修正した。それに伴い減価償却済額が368,808円過小となっていたことについては、税務代理等の委嘱契約している税理士の指示に従い、令和2年度決算にて修正を行った。 今後、同様な事例において、このようなことがないように適正に処理を行う。